

太良町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年9月改定

太良町教育委員会

1. プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年6月と11月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について検討してきました。

引き続き、関係機関が一体となって、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、点検・評価の実施方針や推進体制を定めた「太良町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 推進体制

太良町交通安全対策協議会をもって関係機関の連携を図り、基本の方針に基づく取組を推進します。

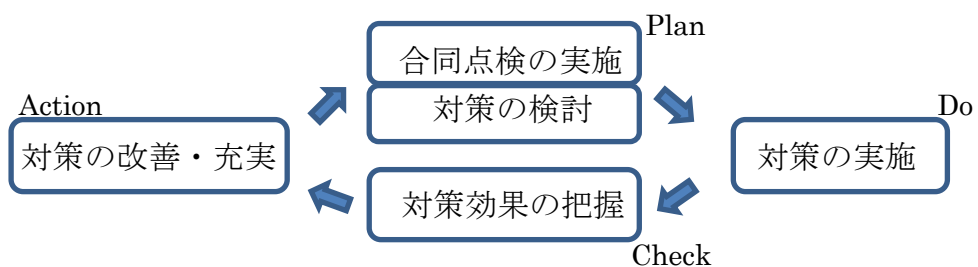
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○ 合同点検の実施時期等

- ・ 町内の小中学校を多良校区、大浦校区の2つのグループに分け、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は、雨天時の危険個所の把握が必要であることから、夏期に行います。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、太良町交通安全対策協

議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○ 合同点検の体制

- ・ 校区ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備、ミラー設置等のハード対策や交通規制、交通安全教育等のソフト対策及び防犯対策の必要な箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・ アンケート実施
- ・ 現地調査

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために校区ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。